

記入例

練馬区障害福祉サービス等従事者養成研修受講料助成金交付申請書兼請求書

申請年月日 令和7年8月30日

練馬区長 殿

訂正する際は二重線を引き、署名してください。（例では大泉銀行を石神井銀行に訂正し、「練馬花子」と申請者本人が署名。）申請者氏名欄に押印した場合には、同じ印を押して訂正してください。

住所 練馬区豊玉北〇-〇-〇

申請者

氏名 練馬 花子

練馬

申請者本人が手書きしない場合（印刷等で記名）は申請者本人の印を押印してください。（スタンプ印不可）

練馬区障害福祉サービス等従事者養成研修受講料助成要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。決定後は、決定金額を下記の口座にお振り込みく

なお、この助成を受けるに当たり、他の同種の助成を受けておらず、助成に係る

とを申し添えます。

申請者	住所	〒 176-0012 練馬区豊玉北〇-〇-〇		
	氏名	(フリガナ) ネリマ ハナコ 練馬 花子	電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
内容	研修名	移動支援事業従業者養成研修		
	受講料	15,000 円		
	修了日	令和7年 1月 1日		

終了した研修名を記載してください。

研修を受講した専門学校等が発行する、受講料の領収書に記載されている金額を記入してください。

研修修了証に記載されている修了日を記入してください。

振込口座	銀行 (信)	7けたで記入	豊玉 (本) 支店	普通預金	口座
	口座番号	0012345	口座名義 (カナ)	ネリマ ハナコ	

石神井

大泉

銀行

練馬花子

修了日（修了後に採用された場合は採用日）が月の末日の場合は、6か月後の末日を記入（例：5月1日採用・6月30日修了の場合、修了日以後6か月間就労した日は12月31日）

申請者 練馬 花子 は、令和7年 2月 1日 から本事業所に採用された職員で、現に本事業所に就労していることおよび上記修了日以降、令和7年 8月 1日付けで介護職員または障害福祉サービス従事者として継続して6か月間就労したことを証明します。また、申請者が非定型的パートタイムヘルパー（通称：登録ヘルパー）である場合は、上記修了日以降、令和7年 8月 1日付けで従事時間が通算90時間を超えたことを合わせて証明します。

証明年月日：令和7年 8月 15日

事業者証明欄記入日です。要件を満たした日以降の日付をご記入ください。

申請期間は、すべての要件を満たした日の翌日から3か月以内です。事業者証明欄記入日からの起算ではありません。

事業者証明欄の内容を訂正する場合、こちらと同じ印を押して訂正してください。

事業所 住所 練馬区豊玉北〇〇
名称 〇〇ケアサービス
代表者 練馬 太郎
連絡先 03-XXXX-XXXX

社判
または
代表者印

申請者が勤務する区内事業所の情報を記載してください。

書類申請までの流れ

研修修了日に、練馬区内の
障害福祉サービス事業所に従業者として
勤務している

①
研修を受講した専門学校等から
研修修了証書を受け取る

申請例

研修修了証書
の修了日
1/1



②
修了証書に書かれた修了日か
ら、6か月以上勤務かつ、90
時間以上業務に従事する

左記の条件を満
たす日
(例)
月の勤務日数が
15日以上の場合
⇒7/1
月の勤務日数が
10日の場合
⇒10/1頃



③
申請書を記入する



④
記入済の申請書と、添付資料3点（修了証書の
写し、領収書の原本、通帳やキャッシュカード
の写し）を練馬区へ提出する

【提出書類の申請期間】
②の日の翌日から3か月間

研修修了日に、練馬区内の
障害福祉サービス事業所に従業者として
勤務していない

①
研修を受講した専門学校等から
研修修了証書を受け取る

申請例

研修修了証書
の修了日
1/1



修了証書に書かれた修了
日から、3か月以内



②
練馬区内の障害福祉サービス事
業所に就職する

事業所勤務
開始日
4/1



③
勤務を開始した日から、6か月
以上勤務かつ、90時間以上業務
に従事する

左記の条件を満
たす日
(例)
月の勤務日数が
15日以上の場合
⇒10/1
月の勤務日数が
10日の場合⇒翌
年1/1頃



④
申請書を記入する



⑤
記入済の申請書と、添付資料3点（修了証書の
写し、領収書の原本、通帳やキャッシュカード
の写し）を練馬区へ提出する

【提出書類の申請期間】
③の日の翌日から3か月間